

○井神議長 通告7番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

ただいまから一般質問をさせていただきます。今回は、いずれも、市民の皆さんから要望や声を集めてしておりますので、市長に対して答弁を求めていきたいというように思っております。

議長の許可を得ましたので、質問通告に従いまして質問させていただきたいと思えます。

まず、電気柵についてであります。

ことしの7月、静岡県西伊豆町において、河川に設置されました電気柵で7人が感電し、とうとい2名の方が亡くなられるという事故が発生しました。この事故を受けて、農林水産省は、8月19日、全国の電気柵に関する調査結果を発表しました。電気柵は、田畑の野生動物の侵入を防ぐためなどに設置されていますが、この電気柵に関して、具体的に対策がされてきたか疑問であります。事が起れば、そのことに対して動く監督官庁であることが明らかになりました。

その後、設置された当事者は、責任を重く感じて、3週間後に、みずから命を落とされております。まことに痛ましいことであります。二度とこのようなことが起きないように、各自治体で取り組みがなされております。そこで、岩出市について、2点にわたって質問をしたいと思えます。

まず第1点は、岩出市内において、このような電気柵は何カ所設置をされているのかについて、お聞きをしたいと思えます。

2点目は、岩出市として、その後、安全対策や指導はどのようにされてきたのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 電気柵につきましては、本年7月、担当職員で市内全域を調査したところ、13カ所を確認いたしました。電気柵の設置自体に問題はございませんでしたが、表示板が適切でない事例がありました。設置者に対しては、経済産業省の指導に基づき、電気柵施設における安全確保について、再度徹底するように通知文を郵送し、あわせて市ウェブページに掲載し、周知を図りました。また、JAにおきましても、組合員に安全確保について啓発を行っていると考えております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。調査結果については、岩出市内に13カ所あるということであります。少なくとも全国には約10万カ所あって、そのうち7％に当たる約7,000カ所が安全対策がなかったと言われております。経済産業省は、省令で感電防止柵を定めていると言っていますが、岩出市においては、設置者に対して、具体的に、どのような安全対策を指導してきたのか。また、違反があったのかないのか。

今のご答弁では表示に問題があったということで、表示すら、全然、今までもしてなかったんじゃないかというように思いますが、表示の統一化をされてきたのか。それから、漏電遮断装置が設置されていないという事例が多く出ているということでありますが、岩出市の場合は、その遮断装置についてはどうであったのか。それから、規定以上の電流が流れているということが言われておりました。自己で、自分で設置をした場合にそういうケースがあるらしいんですが、そういう事例はなかったのか、それについてお聞きをしたいと思います。

最後に、電気柵の安全な使用を呼びかけるポスター等の作成について、作成をして、もう既に配布をされているかどうか、この点について、重ねてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、安全対策の指導につきましてですが、経済産業省からの安全啓発文書が発せられておりまして、その内容におきまして、パンフレットには、電気柵の設置の際に守らなければならない基準といたしまして示されております。市も基本的に、このパンフレットを設置者の方に送付いたしております。

内容といたしましては、1点目、危険である旨の表示をすること。2点目、出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。3点目、漏電遮断器を設置すること。4点目、開閉器、スイッチのことでございます。スイッチを設置すること。以上の4点が守らなければならない基準として、経済産業省のほうから通達されております。

それから、安全表示につきましては、農機具店など、また、ホームセンターなどで一般的に市販されているパッケージ商品につきましては、安全表示の看板まで込

みで販売されておりますので、そういったものは適切に表示されております。ただ、今回、不適切な事例というのが、設置から10年近くたったもので、そのプラスチックの看板が風化して落ちていたというのが何件かございました。

それから、危険な電流の流れるものでございますが、調査して、3件は一般家庭用の交流100ボルトを電源とする安全柵でございましたが、全て規定に基づきまして漏電遮断器が取り付けられておりますので、危険な事例はございません。

それから、ポスター等につきましては、経済産業省のほうから送られてきたポスターなどを掲示して、それで利用しております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 危険なところについてであります。あわせて経済産業省のほうから、電気柵に関して、電流3,000分の1秒流して1秒以上とめるパルス発生装置、これについても設置をすべきだというような形で通達が出ていると思うんですが、その装置については、岩出市においては設置をされているのか、これについて重ねてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

ただいま市販されております電気柵の電源装置につきましては、議員ご指摘のような3,000分の1秒、それから1秒とめるというようなパルス発生装置が附属した電気用品安全法の適用を受ける、俗に言う、PSEマークです。それがついた商品のみが市販されて認められておることです。安全に使用いただいているものと考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、街路灯、いわゆる防犯灯とも言われる部類のやつなんです。岩出市に入居された市民の皆さんが、一様に、岩出の夜、夜間はまちが暗い、そのように言われております。当然、必要な照明は大切でありますし、道路の安全通行や子供たちの身の安全を守るべきであります。

地域の防犯のために設置された街路灯であると考えておりますが、中でも、紀泉

台から中黒地区にある街路灯が消えている箇所が多くあります。1カ月前からずっと調査をしておったんですが、二、三日、夜間に調査をしますと、道路の東側のところに、15カ所から20カ所ぐらい電気がついてないという状況にありました。

その後、一般質問の事項に挙げてますので、岩出市のほうとしても調査をされておると思うんですが、これに対して何カ所消えていたのか、お聞きをしたいと思います。また、市では、維持管理の点でどのようにされているのか。このままでよいと考えておられるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

さらに、安上から中島線において、この新しい道路であります、ここにも設置をしてほしいという方がおられます。もちろん夕方から、最近は日が暮れるのも早くなりますから、ウォーキングしたり、そういう方がおられるのが実態であります。そういう中で、この安上中島線というところに設置はできないものだろうかということでもあります。早急に岩出市の設置をすべきであると私も考えておりますが、市の計画及び対策について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　市道相谷中島線の街路灯が消えている箇所についてですが、議員ご指摘のとおり、紀泉台から中黒の間で、69基中7基が消灯しています。消灯理由は、隣接に水田があり、街路灯の光により稲は成長するが、稲穂ができない等の光害対策として、7月から9月まで消灯しています。

なお、照明器具に、農繁期のため街路灯を消しています。ご理解、ご協力、よろしく願いますの張り紙を張り、通行者への周知を図るとともに、稲刈りの状況を見ながら、稲刈り後、すぐに点灯しております。

次に、市道安上中島線への街路灯設置についてですが、平成24年の開通以降、沿線の開発等が進んでおりますが、まだまだ多くの水田が残っております。また、市道山西国分線、市道中黒荊本線、県道小豆島岩出線の各交差点照明においても、稲作への光害により消灯している状況です。このことから、街路灯の設置について、現在のところ、事業化の予定はありません。

なお、最初に69基中7基と言いましたが、これは光害対策で消しておるんですが、漏電ブレーカーの作動によって、15基消灯しているものもあります。原因について、漏電箇所の調査を行っており、場所の特定や原因が判明次第、15基に対しては修繕等の対応をしてまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、事業部長のほうから答弁をいただきましたけども、こういうことはこの一般質問で言わんと市は動かないという姿勢が、私は問題やと思うんですね。私は、過去、この調査を約3カ月ぐらいずっと、いつ直るのかなと思いながら、チェックを入れてきたんですが、15基じゃなくして、私が二、三日前に見たら、20基消えておりました。7基が稲作等の関係で消しておるということになりますから、13基が故障であるという実態が明らかな状態ではないだろうかと、そのように思っているわけですね。

これは、日暮れが、先ほども言いましたが、暮れがこれから早くなりますし、クラブ活動等で中学生の皆さんが、夜間、家路に帰るときにも非常に暗いと。人の姿は見えるけども顔が見えないということになりますと、犯罪の要因になるということもあろうかと思います。これは早急に、維持管理を徹底していただいて、当然設置したところについては点灯すると。

もう1点、稲作の影響の問題ですが、稲作に影響しないように、田んぼの面にはカバーをかけていると思うんですよね。それが有効でないのであれば、有効なように対策を打つなり、その周辺、道路側のほうに明かりがともすような形で手を打つということも1つの対策であろうと私は思っておりますが、それについてご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

先ほど申しました漏電ブレーカーの作動により、15基消灯している分については、質問いただく以前から調査しておりまして、早急に対応していくので、ご理解いただきたいと思います。

それと、2番目の遮光板の件なんですが、先ほどご質問にもあったように、器具へ遮光板を設置しておるんですが、遮光板を設置しても稲作に影響があるということで、やむを得ず消灯している状況であります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 安上中島線の設置の問題であります。計画はないんだといいますと、連担で家が建ってないということをおかれておるんでしょうけども、そうしますと、

この安上中島線について、どういう状況になれば条件を満たすのかと、街路灯の設置についてですね。そういう条件があるということであれば、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

どういった条件を満たせば街路灯が設置できるのかというご質問だと思うんですけど、安上中島線の沿線に田んぼが物すごく少なくなっていて、光害対策の苦情がなくなった状況であれば、設置していけると考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、大門池について質問をさせていただきます。

昨年の9月、議会において大門池の入会権に関する裁判で質問をしてきました。その内容は、駐車場の賃貸料に関して、過去から何回となく返還請求をしないのかとの答弁で、教育部長は、駐車場の賃貸料の返還請求については、現時点では請求することは適切でないと考えております。また、顧問弁護士と協議した結果、現時点で返還請求することは適切でないと答弁もされておりました。また、代表監査委員は、事もあるうに、市の答弁をうのみにして、現時点で、市は十分検討した上で、賃貸料返還請求することは適切でないと判断していることからして、監査委員として、特に、意見等はございませんと答弁してきておりました。さらに、今の段階では妥当じゃないかと判断しておるとも答えておられたのであります。

しかし、賃貸料の請求を文書にしていないと。時効は待ってくれません。そこで、今回、大門池に関する賃貸借契約に基づいた賃貸料の金額について、幾ら支払っていたのか。さらに、ここに至っても請求しないのかどうか。これはイレギュラーだということで教育長が答弁されて、賃貸借契約がイレギュラーであったんだから、支払いが不当であるということで返還請求するんだということを言われてきました。しかし、ここに至っても請求しないということでもありますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、支払った金額について、時効に関してであります。時効に関して認識はどう考えておられるのか。時効の起算日と、いつ時効になったというように認識をされているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問の３番目、大門池について、一括してお答えいたします。

まず、賃貸料は総額で4,703万2,200円です。なお、その他いただいたご質問につきましては、平成27年６月４日付で和歌山地方裁判所に訴状が提出され、関連する事項について係争中でございますので、回答については差し控えさせていただきます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私の質問の答弁に答えてないんですね。時効の起算日はいつなのかと。

今、６月９日に訴状が届いていると。その訴状というのはどういう内容なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、時効の概念ですが、時効とは、一定の事実状態が一定期間継続した場合に、その事実状態が真実の権利関係に合致するかどうかにかかわらず、その事実状態どおりの権利関係を認める制度をいうということに言われております。それから、消滅時効は、権利を行使することができるときから進行すると。権利行使ができないのに、時効だけ進行するということは適当でないからであります。権利を行使することができるときとは、権利行使について、法律上の障害がないことを意味します。これは大法定の昭和12年９月17日に判決として出ている分であります。

今、ご答弁をいただきました、６月９日の訴状の内容と、再度お聞きしますが、時効の起算日はいつなのか。それと請求権の放棄をしたということで認めるのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。訴状とは関係ないですかね、この時効の問題については。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再質問にお答えいたします。

まず、訴状につきましては、新池駐車場に係る損害賠償等請求事件でございます。時効の起算日につきましては、この新たな提訴にもかかわることでございます。弁護士と検討中でございます。

それから、請求権の放棄等につきましても、係争中になったことを受けて、答弁は差し控えさせていただきます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長ね、教育部長、市長もそうなんですが、4,700万余りの金を支払い続けて、20年間払ってきたわけですよね。払ってきて、その間、イレギュラーだということで、10年前近くに支払いをストップして、11年から経過をしております。そうしますと、民法で、債権の請求権については、10年以上放置をすると、請求権としての時効が成立すると言われていているわけであります。

今言われている、6月9日の訴状の件については、これは大門池・新池水利組合のほうから、さきの最高裁判所の上告棄却を受けて、それに伴って、所有権、水利権に関して損害賠償という形で請求されているんであって、賃貸料の、いわゆる、4,700万に関して訴状を起こされたわけではないわけでありまして、この問題について、市長はどのように考えておられるのか。まさに市の財産を正常な管理すべきところを今日まで放置をしておいて、さらに、現在、訴状、係争中であるということで答弁をしない。まさしく市民の税金をどう思っているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問についてお答えをいたします。

判決が確定していない中で、手続を進めることは適切でなく、慎重に対応した結果であります。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に質問をさせていただきます。農薬使用の問題についてであります。

今、我々が食する野菜等を初め、その使用基準について、今、世界的にも問題を抱えてきております。世界の基準とは逆行していく日本として、ヨーロッパでは、被害拡大を防止するために、予防原則に基づいて、この夏の措置がとられました。ヨーロッパの規制と比べて、日本は全くおくれています。ネオニコチノイド系農薬を大量に使用しており、農産物へのこの使用によって、異常なまでの残留基準があると言われております。厚生労働省は、その農産物の残留基準を引き上げようとしているのであります。

グリーンピースは毒性が問題視されながら、農薬の大量使用が続く原因の1つに、

一握りの多国籍企業の影響力が、食糧の生産や種子や農地からの流通、食卓にまで及び、生産者と消費者が分断されている現状があると考えられています。

そして、日本政府に対して、このネオニコチノイド系農薬の残留問題について、今、直ちに凍結するよう求めているのであります。

ヨーロッパでは、この使用規制が始まりました。今回の規制は、農産物の受粉を受けるミツバチに対して有害性があると明らかになったことから、2013年5月に欧州委員会が決定したもので、残留農薬の在庫農薬の使用は11月30日まで許されましたが、2013年12月1日から規制が実施をされ、使用が中止になりました。

EUの規制対象では、この問題について、ミツバチのつくる作物、大豆、菜種、トウモロコシ、穀物には使用禁止をしております。温室の中であれば、ミツバチのつくる作物への使用は可能であるということを言われておりますが、ここ日本の状況を見ましても、受粉に大切なミツバチは飛躍的に減ってきております。

こういう動きの中で、まず第1点は、岩出市における使用実績及び人間に及ぼす影響について、どのように認識をされているのか。

2番目に、ミツバチやメダカ、アカトンボ等々は、最近、特に、減少しておると言われておるのが実態であります。そこで、質問の要旨にしておりますが、そういう1、2点について、今申し上げた点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 農薬につきましては、農薬取締法に基づき、農薬の登録、販売及び使用について規制されておりますが、使用量については、JA、ホームセンター、農機具店など、幅広い範囲で販売されているため、県、市においても把握できていません。

また、人体に及ぼす影響については、農薬取締法に基づき、農薬として農林水産大臣の登録を受け、販売され、使用されているものであるもので、使用方法を誤らない限り、影響はないと考えています。

次に、2点目につきましては、メダカ、アカトンボ等の生物の減少は、農地、緑地の減少、水路のコンクリート化、また、池・沼の減少など、さまざまな要因があると考えています。

なお、ミツバチの減少については、農林水産省において、平成25年度から被害事例調査を行っていますので、結果を注視し、国の方針に従ってまいります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今、通り一遍の答弁をしていただきましたが、今回、私がこの農薬問題について取り上げている主要な点は、世界中で脱ネオニコの動きということで、ミツバチだけでなく、人間の脳にも悪い影響を及ぼすと指摘をされているのであります。日本では、世界の基準とは逆行しており、ミツバチは、トマトやナス、キュウリ、カボチャ、レタスなどの野菜、イチゴやメロン、スイカ、桃、ナシ、リンゴなどの受粉を担い、農産物の実りを支えているものであります。これらのつくっている企業は、主に、日本においては住友化学と武田薬品工業、バイエルという大手の会社があるんですが、そこで大量にこれらのものが販売をされているということでもあります。

この農薬の使用では、カメムシの駆除が身近なものと言えるんですが、我々の殺虫剤については、今までも、1990年代から有機リン系の農薬にかかわって登場したもので、このネオニコというのはどこから来たのかということで調べたんですが、たばこの有害成分、ニコチンに似ているとして、ネオニコチノイドという形で命名されたと言われております。

商品名では、モスピランとかダントツとかスタークル等が言われておるんですが、これらの農薬を使用することによって、今、EUに比べて残留農薬基準値が、キュウリで100倍、トマトで60倍、ピーマンで60倍、ブロッコリーで50倍もの、日本においては残留農薬があると、これは発表をされております。

また、日本の残留農薬基準でいうと、イチゴが、米国0.6、EU0.01に比べて、日本は3ppmですね。それから、リンゴ、ナシ、ブドウ、スイカ、メロン、それから、茶葉、トマト、キュウリ、キャベツ、ブロッコリー、先ほども言いました、ピーマン、これらは全て、米国やEUの基準からいうて、非常に高いんですよね、残留農薬の基準そのもの自体が。そういう意味では、我々の食する食べ物が、いかに農薬で汚染されているかということを考えますと、今後起こり得る全ての発病等については、これらのものが起因するであろうと。

そういう意味から、私はどのようにしていくのか、具体的に、今、事業部長が答弁ありましたが、国の方針が出てからでいいんだというようなご答弁でありました。具体的に、岩出市における農薬使用の基準をみずからが、行政のほうで使用頻度を下げていくということをやるべきであるというふうに思っておりますが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

今、議員からいろんな事例をいただきましたが、人体への影響や生物への影響が証明されているものではないと考えております。もちろん日本においても安全性の確認は十分されていると考えておりますので、岩出市としては、国の方針に従っていききたいと、そう考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 国の方針に従うという繰り返しの答弁であります。私は、自然の循環ということ逆らうことなく、無農薬でオーガニックの野菜、これが主役になるというように思っております。今、地産地消から、知産、いわゆる地元の産物については地元で消費するから知産知消という、知というのは知ることなんです、知っている人がつくる。そして、消費者はそれを知っている人が消費すると、こういう動きが出てきております。そういう意味では、これは事業部においても、問題を考えながらどうしていくのかという立案を早急にやっていただきたい。

また、あわせて言いますが、今まで、溝とか小川にいてたドジョウとかゲンゴロウとか、それから、アメーバとかザリガニ等が農薬では非常に少なくなっているのが事実なんです。私たちはそこに目を向けて、人間が食するものについて、もっと敏感になるべきだというふうに思っておりますので、そういう立場から、岩出市において、この農薬問題についても着手をしていただきたいことを重ねて要求して、ご答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

今、議員から無農薬の話がございましたが、もちろんそれは販売戦略の1つとして、そういったことはあるとは思いますが、農薬を使用してよいかどうかは、国が安全だと言っている限り、そこは認めていかなければならないと考えております。

それから、生物の減少についてですが、最初の答弁でも申しましたとおり、生物の減少は農地、緑地の減少、水路のコンクリート化、また、池・沼などの減少が大きな要因であるので、農薬との因果関係というのは、これもまた証明されていないと考えております。

以上です。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の４番目の質問を終わります。

引き続きまして、５番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、死亡届についてであります。

人間は必ず死を迎えることが、これは避けることが絶対ないというふうに私は思います。必ずやっけてまいります。これは何人とも避けがたい、避けて通ることのできない事実でありますし、その面、晩年をともに、終活への備えもやるべきであるというように考えておりますが、この死に対して、市民の皆さんの要望や声をよく聞くことがあります。

当然、ここで取り上げている、お通夜、告別式等々であります。まず第１点は、この死亡に伴って、市役所への一連の手續についてどのようになっているのか。

それから、２番目に、岩出市が行っている弔電及びその取り扱いについてどうしているのか。

それから、３番目に、国会議員及び県議会議員で誰が情報を流しているのか。

それから４番目に、個人情報保護の立場から、この問題についてどう考えているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの５番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員ご質問の５番目、死亡届についての１点目、一連の手續はどうかにつきましてでございます。

市民課では、死亡の届け出があった場合、戸籍法及び墓地埋葬等に関する法律に基づき事務を遂行しております。事務手續としましては、死亡届の記載事項を確認した後、火葬許可書を交付し、届出人に各種手續の案内書類を渡すとともに、市役所への手續等必要を要する関係課には、市民課から住民異動届の写しを配付しております。

なお、岩出市火葬場の指定管理者には、火葬の準備等、円滑を図るために業務連絡表をファクスにて送信してございます。

２点目の弔電及びその取扱いはどうかにつきましては、取扱いはしてございません。

３点目の国会議員及び県議へ誰が情報を連絡しているのかにつきましては、情報の連絡はしてございません。

４点目の個人情報保護についてどうしているのかにつきましては、岩出市個人情報

報保護条例第3条第2項の「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」とあります。遵守してございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務部長のほうからご答弁をいただきました。

まず、2点目、弔電及びその取り扱いについてですが、そうしますと、市長名で弔電が打たれていると。打たれているのか、いないのか。それから、受け付けの段階で、お悔やみとして、文書を手渡しているように理解しておりますが、これについて、どのような形をしているのか。

それから、3番目、国会議員や県議会議員に情報が流れていると。流してないというご答弁でありました。事実そうなんですか。私は証拠を持っとるんですけども、岩出市からそういう情報は、いわゆる、国会議員と県議会議員に流してないと。もし流してたらどのようになりますか。これは明らかに詭弁な答弁やと思うんですが、再度、聞きたいと思いますが、そういうことは流してないと。流してないのかかわらず、国会議員や県議会議員から弔電が打たれるというのは、どこから情報を得ているのか。これについて答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、こういう情報の提供について、2007年に裁判が行われてございます。この裁判におきましては、市の事務ではなく、提供する事務について、個人情報保護条例に反するとして、住民訴訟が起こったということでございますが、この際には、議員の活動の便宜を図る観点から、必要かつ有益な情報として、市民の葬儀に関する情報を提供することは、合理的な必要性を欠くということではできないから、裁量権の範囲内の行使として、事務に含まれるというべきであるということで、請求棄却の判決が出ております。

それから、尾和議員、これだけ言っときますけどもね、前に、民主党政権が発足されましたときに、和歌山県の2区におきまして、阪口直人氏が当選されました。そのときに、与党に協力をしろということで、情報の提供を要請された議員がおります。あんたですよ。尾和議員。

(「私は言うてないですよ。」の声あり)

○湯川市長公室長 いや言うたよ。そんなね、そんなこと言うた人間がよ、こんな質問する資格があると思ってんのか。

（「ちょっと待ってください、議長。」の声あり）

○井神議長 ちょっと今の言葉。

（「議長、こんなこと言うておかしい。」の声あり）

（議場騒然）

○井神議長 ちょっと静粛に。

（「議長、何とかせいよ、今の発言。こんなんあかん、議場やで。」の声あり）

（「議事進行」の声あり）

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 それから、再質問、もう１点ですけど、受付で文書を配付しているのかということでございます。市民課で、遺族の方にお悔やみ文を文書として、お渡ししています。そのときにあわせて、各課への手続情報というのを案内させていただいているところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

（「いや、今の公室長の答弁ね。」の声あり）

（「議事進行」の声あり）

（「公室長の答弁、問題じゃないですか、議長。」の声あり）

（議場騒然）

○井神議長 再々質問を許します。お願いします。ないですか。

（「いやいや、公室長の発言についてどう思うんよ。あれでええんか。」の声あり）

○井神議長 議事進行を進めます。

再々質問はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長に申し上げますけどね、この神聖な議場において、異常的な発言をされることについては、私は議長のほうから、そういう発言をするなということを議事整理権でやるべきだと思いますよ。

その上で、今、公室長が言われました件について、私に言われましたが、私は、一度もそんなことを市に対して申し入れたことはありません。私はそういうことをやった覚えはないですから。ほかの議員がやったのであれば、それは知りませんが、個人情報の問題を与党議員に対して出せというようなことは一切ありませんから、その点だけ、私は身の潔白のために言うときたいと思います。

それと、総務部長は流してないと言いながら、実際上は公室から流れているというのが事実なんですよ。だから、こういう問題について、個人情報の保護の立場から、どうしていくのかということを市としては考えるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、情報の提供についてでありますけども、事務手続を行うために、住民異動届の配付ということでございまして、それについては、税務関係書類であるとか、保健関係の書類等ございますので、その関係部署に対しては、異動届を提出しております。

それから、個人情報の関係の異動についてですけども、これは我々職員として、個人情報保護条例に基づいた事務処理をしていくのが適切であるということでございますので、その条例どおりの確に事務を遂行していきたいと思っております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、6番目の質問をさせていただきたいと思っております。

P P Sの問題であります。

P P Sというのは、特定規模電気事業者という略称の頭文字をとってP P Sというんですが、電気の自由化が2000年からスタートをしました。そのときには50キロワット以上という形であったんですが、来年、2016年の4月からは、家庭内の小口電力も対象になります。現に、一般家庭においても、安いところから電力を購入することができるようになるわけでありまして。原発に依存しない、電気をもっとふやしたい、電気の使用料を減らしたいという願いは、誰でも家庭を守る女性にとっては自然の流れであります。

照明代が半分になり、安い蛍光灯や電気代が10分の1になるガスエアコン、各自治体では、N P O、生協設立等々、環境への負荷を少なくして、市民が選べるこのP P Sへの取り組みが進んできております。

特定規模電力とは、自家発電、卸供給事業者、卸電力取引所、一般家庭、電力会社から買って販売する商社みたいな役割を果たすわけでありまして。

P P Sでは、株式会社や大学、各省庁、地方自治体に販売をされております。現

在、登記されている P P S は約 700 団体あり、中でも、エネットが代表的であります。この会社は N T T と東京ガス、大阪ガスの全額出資会社であり、P P S から電力を購入した自治体の比率は、都道府県 47 のうち 60 %、政令市で 20 のうち 75 %、中核市で 40 あるんですが、約 90 % がこの P P S から電力を購入しております。

2012 年の 7 月、自治体が、2012 年度では 7 自治体しか購入しておりませんでした。が、本年度の 2015 年度では 70 に増大をしております。

岐阜県内の北方町という 1 万 8,000 の人口のまちであります。2012 年より切りかえて、3,000 万円の年間電力使用量を約 100 万円削減をしております。人口 1 万人当たり 50 万円程度の削減は、既に実現をしているのであります。10 万都市に並べかえてしますと、約 500 万になると言われております。名古屋市役所では、関連する施設に、この導入によって、年間 2 億円を削減したと言われております。岩出市においても、これらの動向の実態を把握してみる必要があると、私は思っております。

そこで、岩出市役所公共施設の年間使用量及び金額は、過去 3 年間の推移はどうなっているのか。

次に、P P S の安価な電力を購入すべきであると考えておりますが、取り組みについてお聞かせください。

それから、3 番目に、電力自由化に伴って、当然、電力も関西電力だけでなくして、入札制度を導入して削減すべきであるというふうに考えておりますが、この 3 点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの 6 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の 6 番目の P P S についての 2 点目、特定規模電気事業者の安価な電力を購入すべきであるがどうかと、3 点目、電力自由化に伴って、入札制度を導入すべきであるがどうかについてをあわせてお答えをいたします。

電力の小売事業については、電気事業法の規制緩和により、現在は 50 キロワット以上の事業所であれば、自由に小売事業者を選択することができるようになりました。地方公共団体においても、電力調達に入札制度を導入する事例が広まっており、特定規模電気事業者、いわゆる、P P S が落札したことにより、電気コストを削減できた事例が見受けられます。

和歌山県でも、今年度、本庁、本館などの電力調達について、5 月に入札を実施し、P P S と契約しております。

市といたしましては、電力の調達に入札制度を導入することで、電気料金削減の

可能性がございますので、入札制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

施設の使用量等については、総務部長から答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の6番目のPPSについての1点目、岩出市施設の年間使用量と金額、過去3年間の施設ごとについて、お答えいたします。

平成24年度の電気使用量と金額は、市の40施設で、電気使用量の合計が1,393万7,658キロワットアワー、それから、金額の合計が1億3,918万6,625円です。内訳として、庁舎等が3施設で、電気使用量が54万3,721キロワットアワー、金額が1,062万5,346円、クリーンセンターは、電気使用量が640万4,499キロワットアワー、金額が129万1,784円です。保育所は4施設で、電気使用量が19万3,309キロワットアワー、金額は606万8,421円、学校施設は9施設で、電気使用量が111万1,557キロワットアワー、金額は2,506万6,454円です。社会教育施設は14施設で、電気使用量が79万4,484キロワットアワー、金額は2,172万7,139円、保健福祉施設は6施設で、電気使用量が59万1,636キロワットアワー、金額は1,554万7,055円です。水道施設は3施設で、電気使用量が429万8,452キロワットアワー、金額は5,886万4,262円となっております。

次に、平成25年度の電気使用量と金額についてであります。同じく40施設で、電気使用量の合計が1,376万9,319キロワットアワー、金額の合計が1億6,676万8,340円です。内訳として、庁舎等は、電気使用量が52万3,795キロワットアワー、金額が1,229万5,688円、クリーンセンターは、電気使用量が625万3,760キロワットアワー、金額は146万4,953円です。保育所は、電気使用量が18万6,345キロワットアワー、金額は657万1,398円、学校施設は、電気使用量が111万3,007キロワットアワー、金額は2,941万8,685円です。社会教育施設は、電気使用量が78万7,690キロワットアワー、金額は2,320万8,501円、保健福祉施設は、電気使用量が61万5,562キロワットアワー、金額は1,766万1,450円です。水道施設は、電気使用量が428万9,160キロワットアワー、金額は7,614万7,665円となっております。

次に、平成26年度の電気使用量と金額についてであります。同じく40施設で、電気使用量の合計が1,359万5,208キロワットアワー、金額の合計が1億6,952万1,537円でございます。内訳として、庁舎等は、電気使用量が50万4,437キロワットアワー、金額が1,266万4,025円、クリーンセンターは、電気使用量が645万9,097キロワットアワー、金額は160万882円です。保育所は、電気使用量が18万774キロワットアワー、金額は679万7,129円、学校施設は、電気使用量が112万1,845キロワッ

トアワー、金額は3,111万8,089円です。社会教育施設は、電気使用量が76万5,456キロワットアワー、金額は2,410万3,784円、保健福祉施設は、電気使用量が60万3,658キロワットアワー、金額は1,895万4,381円です。水道施設は、電気使用量が395万9,941キロワットアワー、金額は7,428万3,247円となっております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。市長のほうから、P P Sの導入については検討したいということではありますが、具体的に検討したいといっても、いつぐらいまでにするのか、いつから入札制度を導入するのか、それのお考えがあるならお聞きをしたいと思います。

それから、実施している自治体数の増加についてであります。入札によって25%から30%が対象になると言われております。負荷率の問題でいいますと、年間の消費電力割る契約電力掛ける24時間掛ける365日間で負荷率を計算してみますと、大体、一般的には、今支払っている金額の6%から1割ぐらい安くなると言われております。

これは情報公開請求で、各施設の電力の使用量と金額をいただいて、私も手元にあるんですが、一番多いのは第1浄水場、それから、2番目に多いのは第2浄水場、それから、3番目は保健福祉センター、4番目は岩出市役所、少なくとも上から10番ぐらいまでを見ますと、非常に電力の使用量が多くて、私のこの統計によりますと、この金額を今発表されましたが、3年間でも1億3,000万から1億6,000万、電気代に岩出市の税金が使われているということになります。

それを計算して、1億6,000万の最低で見積もって6%としても、その金額は出てくるわけでありまして。それだけ支出が減るわけでありましてから、他の予算に振り分けをすることができるということになると思います。

全体的な流れでは、各地方自治体においても、そういう取り組みがされておりますので、これは近隣で言えば、泉佐野市がP P Sを導入して収入を得れて、1,000万から収入があったと言われております。自然エネルギー庁の試算では、下水道処理施設、それから、体育館、学校、公民館等、やはり電力をよく使うところ、中学校、小学校もそうなんです。ぜひ、岩出市公共施設を選別をして、そこら辺の使用量を見ながら、P P Sの導入を早期に実現をしていただきたい、そのように考えておりますが、市の考えをご答弁ください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

いつ電力調達をしていくのかにつきましてであります。

今後、削減の効果など、調査・研究結果から総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総合的に判断していただいて、それは結構なんです、早期になるべく早い段階でP P Sの導入をぜひ実現をしていただきたい。入札制度に基づいて、公平な価格でやっていただきたいということとあわせて、これは総合的に判断する。いわゆる、今申し上げましたように、各P P Sの団体が無料で、各地方自治体の電力の試算を導入すれば、これだけ支出が少なくなるという、無料でやっている機関があります。これは押しなべて全体的に統一されているんですが、その団体に申し込みをして、岩出市の電力の使用量について、どれだけ減るのか、どれだけコストダウンになるのか、早期に判断を求めておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

入札制度の導入につきましては、総合的に判断をし、検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後4時5分から再開します。

休憩 (15時50分)

再開 (16時5分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、7番目の質問をさせていただきます。

市民プールの事故についてであります。

午前中も議員のほうから質問がされておりますが、私は私の観点から今回の事故について質問させていただきたいと思います。

私は、昨年的一般質問において、市営プールの管理監督について、この場で質問をさせていただきました。管理面で答弁をいただきましたが、管理面での問題点から死亡事故が各地域で起きております。受託した管理会社が再委託して、指導監督に手抜きがあったのです。

岩出市にはこんなことはないと思いますがということで、例えば、夏場になり、プール等において、これら指導員、監視員が入ると思いますが、これの監視員のあり方について、死亡事故が発生した団体ですが、日本水泳連盟、日本赤十字社等の講習を修了した者及び経験者を適正に配置して、管理体制を確立するということをもっとうたっておきながら、それをやっていなかったことが事故につながったということもありました。教育委員会としても、プール開設に当たっては万全体制で臨んでいただきたい。

また、賠償問題では、民間の場合は民間が賠償するんだということでしょうが、しかし、国家賠償法の観点からいうと、全て地方公共団体は関係ありませんよという立場にはないと、私は考えております。これらを委託した賠償責任を果たすことができないような企業であれば、当然、その賠償について、地方自治体のほうに波及してくると思います。そういう意味で、その見解をお聞きをしたいということで、当時の中谷教育部長の答弁であります。教育委員会では、学校のプール、また東公園、交通公園プールがあります。

まず、プールにつきましては、開場前に清掃等を行う中で、先ほどから言われている事故等起こった水の吸い込み、排水口のねじをチェックしております。それから、監視員については、両プールとも直接やっている中で、監視員の募集等を行っていく中で面接を行い、また経験とか、それから、例年来ていただいている方もおります。そうした中で監視員を選んで、万全の体制で臨んでおります。直接やっているの講習会を受けておりません。市のほうから、担当職員からいろいろな対応、講習をやっておりますという答弁をされておりました。

私は、そのときに、直接やっているからとして、正規の講習会を受講させない点は問題であると。今後は、これらも十分やるべきであるということで、その際、万全を期していただきたいということを指摘をしておいたわけであります。

今回、その事故によって、この事実関係について、どうであったのか、検証していく必要性が当然あると思うんですが、まず第1点、お聞きしたいことは、新聞報

道では、教育長か教育委員会の人でありましょう、市は大プールに小学3年生以下は保護者とともに入ると呼びかける看板を設置して、救命講習を受けたアルバイト3名を監視員として配置をしており、監視体制に問題はなかったということ、これは毎日新聞の報道であります、事実、そういうような発言をしたのかどうか等もあるんですが、その上で、まず第1点目は、8月27日発生時及びその後の5歳児の容体については、いまだに意識不明の重体なのかどうなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、2点目は、問題点や課題について検討され、集約されているのかどうか、その後どういような会議をされておるのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、二度と再び起きないように決意をしていただくと同時に、私としては提案をしたいんですが、この事故を受けて、第三者委員会なるものを設置して、専門家を含めて、具体的に今後どうしていくのか、そこら辺についてのお考えはどうか、お聞かせください。

○井神議長　ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　尾和議員の質問の7番目にお答えいたします。

このことにつきましては、午前中に吉本議員のご質問でお答えしたとおりであります、ただいまご質問の子供の様子でありますけれども、先ほども述べたように、現在も県立医科大学の附属病院にて集中治療室で治療が続けられておりますが、現在もなお意識不明の状態にあるということでもあります。

2点目の問題点や課題について集約をしているのかということについてですが、これも先ほどお答えしたとおりであります、今後の対策も含め、現在、調査・検討中であります。

3点目の第三者委員会の設置につきましては、現在、その考えはございません。以上です。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　教育委員会担当なので教育長が答弁されたと思うんですが、私は、事故が起きるといのは、これは偶然ではないと思っております。必然ですね。未然に防ぐ努力を行った人間がいるのであります。それについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に申し上げたいのは、私は、先ほど新聞報道で述べておるようなことを、いみじくも担当者が思っているのであれば、問題の解決にはならない。責任をなすりつけているのではないかなというように思っております。

それから、5歳児のプール、児童について、看板を設置して、放送をしているから、それを見たらわかるんだと。保護者にもそういうふうに呼びかけているということをおっしゃっていますが、私は、朝、午前中、そんなにプールに入っておられる方も何百人という形で入っている状態でもないし、聞きますと、22名でしたかね、小プールと大プールは22名、そんなに、3人の監視員が目届かないことは、私はないと思うんですね。浮いていたということが察知をされて、そのことがきてるということについては、これはやはりどこに問題があったのかということを実際に考えていただく必要がある。

これから問題を抽出されて、1個1個潰されていくと思いますが、私は、事故が起きるのは、必然的にあったのではないかなと。私が、昨年、一般質問で指摘した以降、どのような取り組みをされてきたのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、どんな対策をしてきたのかということでもありますけれども、常に、我々は事故が発生しないように運営に努めてきたところであります。今回、市の施設で事故が発生したということにつきましては、先ほどからも申し上げておりますように、重大なことと受けとめております。今後、検証を加える中で、再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

新聞報道等につきましては、問い合わせ等の中で、現状をどのような体制であったのかとか、そういうことを答えていく中で、そういうふうな報道になったのかということで、その点については定かではございません。

どこに問題があったのかということにつきましては、先ほどからも言っており、現在、正確を期するため、より慎重な事実確認とか調査を行っているところであり、今後、これらについて検証を進め、再発防止に努めていきたいと考えてございます。

○井神議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　そうしますと、新聞報道なんですけど、監視体制に問題はなかったというように載っておるんですが、これは誰がこういう発言をされたのか。事実でないことを新聞社がこういうような記事にしたのかということなんですけど、監視体制に問題はなかったということをやはり載せること自体が、私は問題やと思うんですよ。まだ、事故後、精査もしてないし、いろんな課題も抽出されてない中で、一面的に監視体制に問題はなかったんだと。これだけ聞きますと、市はこの事故については責任ないんだと。一貫して、朝からの答弁でもそうなんですけど、重大に思っているということ、第三者的な発言が多いんですよ。当事者としての認識が欠けているのではないかと、私はそのように思わざるを得ないんですけど、その点についてどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、第三者委員会をなぜ設けるかという問題でありますけど、今、教育長は、第三者委員会については設置する考えないんだと断定をされたと思うんですよ。私はそうじゃなくして、もちろん担当部も課も入れて、第三者の目を通して、抽出していくと。問題点を洗いざらい出していくと。それで検討していくと。それで結論を得るということがないと、やはり、具体的には解決しないんじゃないだろうかと。というふうに思っております。

これは、泉佐野で小学校のプールで死亡事故が発生したときもそうなんですけど、そのときも、これは小学生が亡くなられたという事案があったんですけども、それについても教育委員会に傍聴したり、議事録を読んでいく中で、やはり、最終的に責任のなすり合いをしておったというのが実態になるんですね。

これでは問題解決になりませんので、率直に二度と再び起こさないという決意があるなら、第三者の目を通じて、第三者委員会を立ち上げて、いまだに5歳の児童が意識不明の重体だと言われておりますから、ぜひ早く回復していただきたいと私は念じておりますけど、そういう意味でも、1人の命がかかっているわけですから、いろんな手法を通じて問題解決の一助にしていきたい。そういう意味で、第三者委員会、それは名称はどんな形でも結構ですけども、それに伴う検討機関、教育委員会だけじゃなくして、そういうような設置機関を設けて、再検討をするということが求められると私は思っているんですけども、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の市答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　尾和議員の再々質問にお答えします。

この問題は教育委員会が責任持って調査を行い、内部調査を進め、再発防止に全力を注いでいきたいと考えております。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。